

大学院

学修の成果に係る評価及び卒業又は終了の認定に当たっての基準

「東京女子医科大学大学院学則」より抜粋

第4章 学科目の履修方法及び単位習得の認定

(履修方法)

第9条 学科目の履修方法は次のとおりとする。

(1) 医学研究科博士課程の履修方法

- ① 学生は30単位以上を修得し、かつ、独創的研究にもとづき学位論文を作成しなければならない。
- ② 学科目の履修については、主分野の担当教授の指導及び承認を得なければならない。各分野の担当教授は、その分野の教育研究の指導教授で、原則として医学部の当該分野に相当する教授が兼務する。なお、関連分野及び先端生命医科学系専攻を担当する教員を大学院教授、大学院准教授及び大学院講師と称する。
- ③ 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議にもとづき他の大学院で10単位を限度として授業科目を履修させ、これを修得単位に加えることができる。
- ④ 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が当該大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位を、15単位を限度として当該大学院に入学した後、当該大学院において修得したものとみなすことができる。
- ⑤ 3項及び4項で修得したものとみなすことができる単位数は、併せて20単位を超えないものとする。
- ⑥ その修得に要した期間その他を勘案して1年を限度として在学したものとみなすことができる。
- ⑦ 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生は他の大学院、研究所等において必要な研究指導を受けることができる。この場合主分野教授(関連分野にあつては所属する基幹分野の教授、先端生命医科学系専攻に所属する分野にあつては研究科委員となる大学院教授)は、あらかじめ他の大学院等当該機関との間に研究指導の範囲、期間、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。
- ⑧ その他履修方法の細目は別に定める履修方法に関する内規による。

(2) 看護学研究科博士前期課程の履修方法

- ① 学生は、30単位以上を修得しなければならない。
- ② 学生は修士論文コース及び実践看護コースのいずれかを選択するものとする。なお、修士論文コース及び実践看護コースの定義等については別に定める修士論文コース及び実践看護コースの定義等に関する内規による。
- ③ 修士論文コースの学生は学術的研究にもとづく学位論文を作成しなければならない。実践看護コースの学生は、実践にもとづく専門領域を迫及する論文を作成しなければならない。
- ④ 学科目の履修については、担当教授の指導及び承認を得なければならない。各分野の教授は、その分野の教育研究の指導教授である。
- ⑤ 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に本大学院又は他大学の

大学院において修得した単位を10単位を超えない範囲で、当該研究科において修得した単位とみなすことができる。

⑥ その他履修方法の細目は別に定める履修方法に関する内規による。

(3) 看護学研究科博士後期課程の履修方法

① 学生は、6単位以上を修得しなければならない。

② 学生は学術的研究にもとづく学位論文を作成しなければならない。

③ 学科目の履修については、担当教授の指導及び承認を得なければならない。各分野の教授は、その分野の教育研究の指導教授である。

④ その他履修方法の細目は別に定める履修方法に関する内規による。

(単位修得の認定)

第10条 各学科目の単位修得の認定は試験又は研究報告等により、当該学科目担当教授が学期末又は学年末に行う。

2. 各学科目の成績は、S(90点以上～100点、医学研究科共同先端生命医科学専攻においてはA+)、A(80点以上～90点未満)、B(70点以上～80点未満)、C(60点以上～70点未満)、D(60点未満、医学研究科共同先端生命医科学専攻においてはF)の5種とし、S、A+、A、B、Cを合格、D、Fを不合格とする。ただし、特段の事情がある場合に限り不合格の学科目を次の試験に受験させることがある。

第5章 修了の要件、学位及び審査機関

第11条 本大学院医学研究科博士課程（修了の要件）及び看護学研究科博士前期課程・博士後期課程の修了要件は次のとおりとする。

(1) 修業年限で定められた年数以上在学すること。

(2) 所要学科目を履修し医学研究科博士課程は30単位以上、看護学研究科博士前期課程は30単位以上、博士後期課程は6単位以上修得すること。

(3) 学位論文の審査に合格することとする。

(課程博士及び課程博士前期・課程博士後期)

第12条 本大学院医学研究科及び看護学研究科に所定の期間在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者には博士（医学）、博士（生命医科学）及び修士（看護学）・博士（看護学）の学位を授与する。

(論文博士)

第13条 大学院医学研究科若しくは看護学研究科の博士課程を終え学位を授与される者と同等以上の内容を有する学位論文を提出してその審査に合格し、かつ専攻学術に関し、同様に広い学識を有することを、試験により確認（学力確認）された者には博士（医学）、博士（生命医科学）、博士（看護学）、の学位を授与する。

(学位審査機関)

第14条 学位論文の審査は医学研究科委員会及び看護学研究科委員会において各々行う。

2. 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する必要な事項は別に定める学位規程及び、学位論文審査内規及び看護学研究科学位論文審査内規による。